

令和3年3月5日  
大阪航空局  
九州地方整備局

## 【記者発表資料】

### 北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書について

北九州空港滑走路延長事業は、延長後の滑走路の長さが3,000mであり、かつ、滑走路を500m延長するものであり、環境影響評価法第2条第2項に基づく対象事業に該当します。

このたび、事業者である国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、同法第3条の3第1項の規定に基づき、「北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書」をとりまとめ、3月8日(月)より公表を行います。

同配慮書について、環境の保全の見地から意見のある方はどなたでも意見書を提出することができます。

- ・公表期間 : 令和3年3月8日から4月 8日まで
- ・意見書提出期間 : 令和3年3月8日から4月15日まで

※詳しくは、添付の資料1、資料2をご覧ください。

#### 《対象事業の概要》

- ・対象事業の種類 : 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
- ・対象事業の名称 : 北九州空港滑走路延長事業
- ・事業実施想定区域 : 福岡県北九州市小倉南区空港北町  
福岡県京都郡苅田町空港南町

#### 〈問い合わせ先〉

国土交通省 大阪航空局

空港部 空港企画調整課 課長 松村 壮敏

課長補佐 八津川 直樹

TEL:06-6949-6469(直通)

FAX:06-6949-6218

国土交通省 九州地方整備局

港湾空港部 空港総室 室長 鳥居 雅孝

副室長 溝江 孝雄

TEL:092-418-3376(直通)

FAX:092-418-3060

# 北九州空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書 縦覧について

- 1 縦覧期間は、令和3年3月8日から令和3年4月8日までの土曜日、日曜日、祝日を除く平日とします。
- 2 縦覧時間は、9時30分から17時00分までです。
- 3 縦覧場所は、別紙「縦覧場所一覧」に示すとおりであり、縦覧場所には、「計画段階影響配慮書」、「要約書」の縦覧物のほかに「縦覧について」、「意見書の提出について」、「意見書様式」の資料を設置しております。
- 4 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、閲覧時に必要な対策を講じる必要がありますので、縦覧を希望される方は、別添様式にて事前の登録をお願いします。
- 5 なお、配慮書及び要約書は、インターネットでも縦覧しております。また、意見書様式もダウンロードできますのでご活用ください。  
大阪航空局ホームページ： <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/topix/kitakyu-u.html>  
九州地方整備局ホームページ： <https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kap/index.html>
- 6 縦覧は、所定の場所で行うものとし、所定場所以外への持ち出し、貸出は禁止いたします。
- 7 配慮書等の複写については、縦覧場所では対応しておりません。大阪航空局、または九州地方整備局のホームページよりダウンロードしてください。
- 8 配慮書の縦覧に関する全ての質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課または九州地方整備局港湾空港部空港総室にお問い合わせください。

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館

電話 06-6949-6469

時間 9時00分～17時00分

国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港総室

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第2合同庁舎

電話 092-418-3376

時間 9時30分～17時00分

## 縦覧場所一覧

- 国土交通省 大阪航空局 空港部 空港企画調整課  
大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号  
TEL06-6949-6469 FAX06-6949-6218
  
- 国土交通省 九州地方整備局 情報公開室  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号福岡第二合同庁舎七階  
TEL092-418-3376 FAX092-418-3060 (港湾空港部 空港総室)
  
- 国土交通省 大阪航空局 北九州空港事務所  
福岡県北九州市小倉南区空港北町六番  
TEL092-473-1089 FAX092-473-4355
  
- 国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所  
福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番四十号  
TEL093-321-4635 FAX093-322-5525 (第二工務課)
  
- 国土交通省 九州地方整備局 苅田港湾事務所  
福岡県京都郡苅田町港町二十八番地二  
TEL093-436-0581 FAX093-435-2005 (総務課)
  
- 福岡県庁 県民情報センター  
福岡県福岡市博多区東公園七番七号  
TEL092-643-3215 FAX092-643-3217  
(企画・地域振興部 空港対策局 空港政策課)
  
- 北九州市役所 港湾空港局 空港企画課  
福岡県北九州市小倉北区内一番一号北九州市役所本庁舎八階  
TEL093-582-2308 FAX093-582-0181
  
- 北九州市立文書館  
福岡県北九州市小倉北区大手町十一番五号  
TEL093-582-2308 FAX093-582-0181 (港湾空港局 空港企画課)
  
- 北九州市 小倉南区役所 総務企画課  
福岡県北九州市小倉南区若園五丁目一番二号小倉南区役所三階  
TEL093-582-2308 FAX093-582-0181 (港湾空港局 空港企画課)
  
- 苅田町役場  
福岡県京都郡苅田町富久町一丁目十九番地一  
TEL093-434-1954 FAX093-435-2101 (交通商工課)

北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書  
縦覧事前申し込みのお願い

- 縦覧を希望される方は、希望会場宛に、事前連絡をお願いします。  
(当該様式をFAXして頂くか、電話でも構いません。)
  
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、下記の点についてご留意ください。
  1. 人と人の距離の確保(約2m)
  2. マスクの着用
  3. 会議室入室前の手指消毒の実施
  4. 発熱等、風邪の症状が見られる場合などは、来場をご遠慮ください
  5. 縦覧される方の身分証明書提示のお願い
  6. 会場の都合により、入場の制限をさせて頂く場合がございます  
※縦覧日時の調整をさせて頂く可能性もございます。

上記1～6について了承の上、申し込みます。

氏名①(ふりがな) : \_\_\_\_\_

氏名②(ふりがな) : \_\_\_\_\_

氏名③(ふりがな) : \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) : \_\_\_\_\_

希望縦覧場所 : \_\_\_\_\_

希望縦覧日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時頃

※複数名で縦覧を申し込まれる方は、全ての方のご氏名を記載ください。

- 連絡先 「別紙」のとおり

# 北九州空港滑走路延長事業計画段階環境配慮書 意見書の提出について

- 1 配慮書について環境の保全の見地から意見を有する方は、どなたでも意見を提出することができます。
- 2 意見は、日本語により環境保全の見地からの意見を理由を含めて記載してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所（法人その他団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、配慮書の名称（様式には記載しています。）、環境保全の見地からの意見及び理由を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、別添「北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境保全の見地からの意見書」の意見書様式を使用して提出してください。
- 5 意見書様式は、縦覧場所に備え付けの配布用紙、大阪航空局及び九州地方整備局のホームページよりダウンロードしてご利用ください。
- 6 意見書は、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で提出してください。
- 7 意見書の提出期間は、令和3年3月8日から令和3年4月15日までです。FAXによる提出の期限は、4月15日の17時00分までとなります。また、郵送の場合は、4月15日の消印まで有効となります。

提出先（下記のいずれかに提出ください）

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館

電話 06-6949-6469 FAX 06-6949-6218

メールアドレス cab-osaka-kuuki@mlit.go.jp

国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港総室

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第2合同庁舎

電話 092-418-3376 FAX 092-418-3060

メールアドレス kitakyushueia-k89kj@mlit.go.jp

国土交通省 大阪航空局長 甲田 俊博 殿  
国土交通省 九州地方整備局長 村山 一弥 殿

提出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書に対する  
環境保全の見地からの意見書

北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から次のとおり意見を述べます。

意見内容
意見の理由

1. 法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入のこと
2. 意見及びその理由については日本語で記入のこと
3. 意見書の提出は、メール、FAXの場合は令和3年4月15日17時00分まで、郵送の場合は令和3年4月15日の消印まで有効

【提出先】(下記のいずれかに提出下さい)

■国土交通省大阪航空局空港企画調整課

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館

電話06-6949-6469 FAX06-6949-6218

メールアドレス cab-osaka-kuuki@mlit.go.jp

■国土交通省九州地方整備局港湾空港部空港総室

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第2合同庁舎

電話092-418-3376 FAX092-418-3060

メールアドレス kitakyushueia-k89kj@mlit.go.jp